

「やまがた狩猟フェスタ（仮称）」企画運営等業務委託企画提案募集要領

この要領は、本事業を通じて多くの県民に対して、狩猟の意義や野生鳥獣問題を効果的に発信することにより、狩猟免許の新規取得者の増加や野生鳥獣問題に対する理解促進を図るための企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

「やまがた狩猟フェスタ（仮称）」企画運営等業務

(2) 業務内容

別添「やまがた狩猟フェスタ（仮称）」企画運営等業務委託基本仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

(4) 提案上限額

2,735,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募に関する事項

(1) 応募の資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）であること
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないこと

(2) 失格事項

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき。

3 企画提案内容

企画提案書は「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。

- ① 本業務実施の考え方・手法
- ② 「仕様書」に定める「4 業務内容」に基づく企画の内容
- ③ 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）
- ④ 業務の実施スケジュール
- ⑤ 見積書

【留意事項】

- ① 提案は、1事業者につき、1提案とする。
- ② 規格は、原則A4判用紙（片面印刷）を使用し、A3用紙（片面印刷）を使用する場合には、A4判に折り込むこと
- ③ ページ番号は通し番号都市、各ページの下部中央に印字すること。
- ④ 企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、ホッチキスやクロステープ等で綴じずに、ダブルクリック等で留めること。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）：1部
- ② 企画提案書（様式2）：5部
- ③ 事業者概要書（様式3）：5部

(2) 提出先

9の担当部局に提出

(3) 提出方法

持参又は郵送

（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする）

(4) 書類の提出期間

- ① 参加申込書
令和6年7月12日（金）から7月26日（金）まで（ただし、土・日・祝日を除く）
- ② 参加申込書以外の書類
令和6年7月12日（金）から8月2日（金）まで（ただし、土・日・祝日を除く）

(5) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）

※ なお、4(4)②の最終日の受付時間は午後3時までとする。

5 質問・問合せ

(1) 受付期間

令和6年7月12日（金）から令和6年8月2日（金）まで

(2) 質問・問合せ方法

様式4により、9の担当部局あてに電子メールにて問合せすること。（FAX、電話、来訪などによる質問は受け付けない）。

(3) 質問・問合せへの回答

質問・問合せへの回答は、随時県ホームページに掲載する。

ただし、提案者の独自の企画に関わることは、当該質問をした者のみに回答する。

6 最優秀提案者の決定方法

(1) 選定委員会による審査

審査は、事前に提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションを基に、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。各委員の評価点の平均点が60点以上の企画のうち、点数の上位1者を最優秀提案者として選定し、すべての応募者に対して選定結果を通知する。

提案者が1者のみである場合でも、審査委員の評価結果（平均点60点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

なお、提案者がいない場合には、一旦企画提案の募集を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(2) 評価基準等

別紙「企画提案評価基準」のとおり

(3) 企画提案者によるプレゼンテーション

- ① プレゼンテーションはZOOMにより実施する。
- ② 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション約20分、委員との質疑応答約10分とする。
- ③ 事前に提出された企画提案書のほか、別途パワーポイント等により作成した資料にてプレゼンテーションを行うことを妨げないが、企画提案書を踏まえた内容とすること。

7 契約等

(1) 契約締結

- ① 最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- ② 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- ③ 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- ④ 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。

(2) 契約の期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 応募及び契約については、県の都合により事業停止等があり得る。

9 担当部局

山形県 環境エネルギー部みどり自然課 野生生物対策担当

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁7階）

電 話：023-630-3404

電子メール：ymidori@pref.yamagata.jp